

令和6年度 学校いじめ防止基本方針（ダイジェスト版）

基本的な考え方『若楠小 いじめを生まない』

すべての子どもと大人が「いじめは絶対に許さない」という基本的な考え方たち、「いじめは、どの子どもにも、いつ、どこにでも起こりうるものである」という危機意識をもち、子どもの微妙な変化、いじめの兆候を見逃さず、迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全員で共有する。

保護者・地域とも連携しながら、チーム若楠として「いじめを生まない、一人ひとりを大切にする学校づくり」を目指して、いじめ防止等の対策に取り組んでいく。

いじめとは

児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものと定義する。

基本的認識

- ① いじめは人間として絶対に許されない行為である。
- ② いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる問題である。
- ③ 大人の言動が、子供たちに大きな影響を及ぼす。
- ④ 小さなサインを見逃さず、子供たちの声に耳を傾け、真剣に受け止める。
- ⑤ いじめられている子供の立場に立って考え、初期段階から組織（チーム）で対応する。
- ⑥ 人間関係を豊かにする教育を計画的に実践する。
- ⑦ 日ごろから子供とのふれあいを大切にし、信頼関係づくりに努める。
- ⑧ 学校や子供の様子を積極的に情報発信し、保護者との連携、信頼関係を大切にする。

いじめ対策組織【いじめ防止対策委員会】

構成員：
 <校内> 校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、該当担任、該当学年主任、教育相談担当
 <外部> PTA代表者・学校運営協議会委員、スクールカウンセラー

役割：
 ①学校いじめ基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証
 ②いじめの相談・通報の窓口
 ③いじめに係る情報の収集、記録・共有
 ④重大事態発生時における組織的対応の中核

未然防止の取組

早期発見の取組

<児童に対して>【居場所づくり】

- 1人1人を大切にして分かりやすい授業を行うとともに、少人数等での認め合い活動を取り入れ、自己有用感・自己肯定感を高める。

- 読書・体験活動の推進 豊かな情操の育成

- コミュニケーション能力の育成

- 問題への自己解決能力、正しい自己判断力の育成

- 周りにはいろいろな考え方や価値観をもっている人がいることを理解し、認め合う。

<教職員に対して>

- 教育のユニバーサルデザインを取り入れた学級経営

- 仲間作りを中心とした学級経営の充実

- （特活、人権同和教育、朝の会、帰りの会）

- 児童との信頼関係の構築

<学校全体として>

- 毎月1日「いじめ命を考える日」

- 「いじめを生まない・許さない」土壤づくり

- 「いじめ〇の約束」の学級での確認

- 相談体制の充実

<保護者・地域に対して>

- 基本的な生活習慣や家庭での約束・ルールを厳守、毅然とした姿勢での対峙。

- 学校・家庭・地域の協力・連携強化

1 児童・保護者との信頼関係づくり

- 何でも話せる雰囲気づくり、関係づくり
- 積極的な声かけ、共感的理解など

2 ささいな変化の把握

- 定期的な教育相談の体制づくり
- 教育相談週間
- ほのぼのアンケート、いじめ・命アンケート調査
- チェックリストの活用
- Q&A（楽しい学校生活を送るためのアンケート）
- 等客観的な資料による児童の人間関係・社会性の把握

3 家庭との連携

- 家庭訪問、個人懇談の実施による情報の共有、相談体制の充実と信頼関係づくり
- 学級だより、連絡ノート等による情報の共有、

4 地域との連携

- 学校だより、HPによる情報発信と風通しのよい学校づくり

5 報告・連絡・相談

- 組織的な対応ができる体制づくり

いじめへの対処

基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は速やかに組織的対応をすることで被害児童を守り、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

発見・通報時の対応

- ◇ 「いじめ防止対策委員会」が中心となり分担をして、教職員、児童、保護者、地域住民、その他から聴き取り調査を行う等、情報の収集に努め、事実確認を行う。
- ◇ いじめを覚知した場合は、その場でその行為を止め、いじめられた児童や通報した児童の安全を確保する。
- ◇ 当該児童の保護者や市教育委員会に速やかに連絡・報告する。
- ◇ 「いじめ防止対策委員会」において、対策等（指導・支援）の検討・策定を行い、学級担任等、養護教諭、生徒指導担当、管理職などで役割を分担し、組織的に対応を進める。

いじめられた児童と保護者への支援

- ◇ 事情を聴き、事実確認を行うとともに、情報の収集を行う。
- ◇ 児童の安全を確保し、保護者に連絡する。
- ◇ 児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ◇ 児童の状況を把握し、安心感がもてるよう心のケアに努める。
- ◇ 対策・対応について児童・保護者に説明し、理解を求め、連携して取組を進める。
- ◇ 対策・対応について、常に評価・検証しながら児童状況に応じて改善を加えていく。
- ◇ 児童の自尊感情を高めるように努める。

いじめた児童と保護者への助言・支援

- ◇ 事情を聴き、事実確認を行うとともに、情報の収集を行う。
- ◇ 児童の安全を確保し、保護者に連絡する。
- ◇ いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ◇ 対策・対応について児童・保護者に説明し、理解を求め、連携して取組を進める。
- ◇ 児童の状況を把握し、安心感がもてるよう心のケアに努める。
- ◇ 対策・対応について、常に評価・検証しながら児童状況に応じて改善を加えていく。
- ◇ 児童の自尊感情を高めるように努める。

いじめが起きた集団へのたらきかけ

- ◇ 事情を聴き、情報の収集を行う。
- ◇ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ◇ 当事者以外のいじめ事案に関係する児童に対する指導を行う。
- ◇ いじめに関係していた児童が所属していたすべてのグループ・学級等に対しても、指導を行う。

重大事態への対応

- (1)学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。（いじめ対策プロジェクトチーム）
- (2)教育委員会に報告をするとともに、連携して、被害児童を守り、立ち直りを図る。
- (3)調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4)いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- (5)調査結果を市教育委員会に報告し、連絡、相談を密にする。
- (6)調査結果を踏まえた必要な措置を行う。（被害が継続しない体制作り、いじめ解消、再発防止の取組）